

宇久一般廃棄物最終処分場  
維持管理に関する計画

佐世保市環境部施設課

維持管理計画

宇久一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項目	根拠条文	管理の方法
廃棄物の飛散、流出防止	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条2項第1号	一般廃棄物が飛散しないように敷地境界に囲障を設ける。また、流出しないようにコンクリート堰堤および土堰堤を設ける。
悪臭防止	第2号	即日覆土の励行等により、悪臭の放散を防止する。
火災防止	第3号	消火器を常備する。
衛生害虫発生防止	第4号	即日覆土の励行等により、衛生害虫獣等の発生源、誘引源となるのを防止する。
囲い等	第5号	無断立入防止のため、敷地境界に囲障を設けるとともに搬入道路入口に門扉を設ける。
立札	第6号	最終処分場の入口に、法律に合致した立札を設置する。
擁壁等の点検	第7号	最終処分場の諸施設の日常管理、保守、点検、防火、安全管理のため、埋立区画の外周に管理歩道（W=5.0m）を設ける。
遮水工の管理	第8号	廃棄物を埋め立てる前に、遮水工の損傷防止のため砂、その他のものにより遮水工を覆う。
遮水工の点検	第9号	モニタリング設備を設ける。
地下水の検査	第10号	2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を行う。 ① 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録する。 ② 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。 ③ 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。 ④電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。

## 維持管理計画

宇久一般廃棄物最終処分場

地下水等の水質の悪化が認められる場合の対応	第11号	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
雨水の流入防止	第12号	埋立地外の雨水が埋立地内に流入しないよう、埋立区画外周に排水溝を設ける。
調整池の点検	第13号	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
浸出水処理設備の維持管理	第14号	浸出水処理設備の維持管理は次により行う。 ①放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。 ②浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。 ③放流水の水質検査を次により行う。 ・排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。 ・水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録する。
開渠等	第15号	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
通期装置の設置	第16号	ガス抜きを兼ねて、竪型集水管（φ400）を場内2ヶ所、及び法面集ガス抜き管（φ200）を設置する。
埋立終了時の措置	第17号	埋立が完了した後、最上層に最終覆土をする。この最終覆土の厚さは50cmとする。
埋立終了時の措置の保護	第18号	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。

※処分場からの「浸出液」「浸出水」は「浸出水」として統一し記載。